

第 368 回三木市議会定例会提出議案の概要

第 368 回三木市議会（令和 3 年 11 月 29 日開会）に提出する議案 10 件（条例関係 4 件、補正予算関係 6 件）の概要は次のとおりです。

1 条例関係

(1) 第 63 号議案 職員の勤務時間等に関する条例の一部を改正する条例の制定について（総務課）

ア 改正理由

人事院規則の改正に伴い、職員の勤務時間等に関する条例を改正する必要があるため。

イ 改正内容

職員が不妊治療に係る通院等のために取得できる休暇（出生サポート休暇）を新設する。休暇の日数は、1 年に 5 日以内（当該通院等が体外受精等規則で定める不妊治療である場合は 10 日以内）とする。

ウ 施行期日

令和 4 年 1 月 1 日

(2) 第 64 号議案 三木市立小学校、中学校及び特別支援学校設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について（学校再編室）

ア 改正理由

令和元年 10 月 3 日策定（令和 2 年 2 月 18 日及び令和 3 年 1 月 20 日一部改定）の「三木市立小中学校の学校再編に関する実施方針」に基づき、令和 4 年 4 月 1 日付けで、東吉川小学校と吉川小学校を統合し、名称を吉川小学校とし、星陽中学校と三木中学校を統合し、名称を三木中学校とすることに伴い、三木市立小学校、中学校及び特別支援学校設置及び管理に関する条例を改正する必要があるため。

イ 改正内容

第 2 条（名称及び位置）の表中「三木市立東吉川小学校」及び「三木市立星陽中学校」の項を削る。

ウ 施行期日

令和 4 年 4 月 1 日

(3) 第 65 号議案 三木市国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定について（医療保険課）

ア 改正理由

出産育児一時金の見直しが行われ、一時金のうち産科医療補償制度の適用のある分娩に係る加算分の額を引き下げの見直しが行われ、あわせて健康保険法施行令等の一部改正により一時金の本体分の額が引き上げられたことからそれぞれの額を改める必要があるため、条例を改正する。

また、兵庫県から受けた指導により、国民健康保険の被保険者とし不在者に係る規定を追加する。

イ 改正内容

- (7) 産科医療補償制度^{*}の適用のある分娩に係る加算金の額を1万6千円から1万2千円に引き下げるとともに、出産育児一時金の額を40万4千円から40万8千円に引き上げる。

【出産育児一時金】

現在	総額 42 万円	本体分 (40.4 万円)	加算分 (1.6 万円)
改正後	総額 42 万円	本体分 (40.8 万円)	加算分 (1.2 万円)

※ 通常の妊娠・分娩にも関わらず重度脳性麻痺となったものに補償金(3千万円)を支払う制度である。分娩機関の99.9%がこの制度に加入している。

- (4) 児童福祉施設に入所している児童又は小規模住居型児童養育事業を行う者若しくは里親に委託されている児童であって、民法の規定による扶養義務者のないものは被保険者資格の適用を除外することができる旨を規定する。

ウ 施行期日

公布の日から施行する。ただし、イ(7)については、令和4年1月1日から施行する。

(4) 第66号議案 三木市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について(医療保険課)

ア 改正理由

赤字の解消を図り、将来にわたって国民健康保険事業の安定的な運営を確保するため国民健康保険財政健全化計画を策定し、本計画に基づき国民健康保険税率を改定する。なお、本計画は、三木市国民健康保険運営協議会からの答申を経て決定したものである。

また、全世代対応型の社会保障制度を構築するための健康保険法等の一部

を改正する法律（令和 3 年法律第 66 号）の施行に伴い、未就学児に係る被保険者均等割額の減額に関する規定を追加するため、条例を改正する。

イ 改正内容

(7) 国民健康保険税の基礎課税分・後期高齢者支援金分・介護納付金分に係る税率等を次のとおり段階的に引き上げる。また、普通徴収に係る保険税の納期回数を次のとおり段階的に増やす。

項目		現行	R4 年度	R5 年度	R6 年度
基礎課税分	所得割	6.5%	7.6%	9.0%	9.1%
	均等割	25,000 円	31,000 円	37,000 円	38,500 円
	平等割	20,000 円	23,000 円	25,500 円	26,000 円
後期高齢者支援金分	所得割	2.3%	2.6%	2.9%	3.0%
	均等割	9,000 円	10,000 円	11,500 円	12,000 円
	平等割	7,000 円	7,500 円	7,500 円	8,000 円
介護納付金分	所得割	2.0%	2.3%	2.7%	2.8%
	均等割	8,000 円	11,000 円	13,500 円	14,000 円
	平等割	6,000 円	6,500 円	7,000 円	7,500 円
保険税の納期	回数	8 回	9 回	10 回	同左
	時期	7 月～2 月	7 月～3 月	6 月～3 月	同左

(i) 未就学児（当該年度において 6 歳に達する日以後の最初の 3 月 31 日以前である被保険者）に係る当該年度分の被保険者均等割額（低所得者世帯に係る保険税の減額が適用される場合は、減額後の被保険者均等割額）を、2 分の 1 減額する。

ウ 施行期日

公布の日から施行する。ただし、イ(7)のうち、令和 4 年度分の税率改定及び(i)については令和 4 年 4 月 1 日から、イ(7)のうち、令和 5 年度分の税率改定については令和 5 年 4 月 1 日から、イ(7)のうち、令和 6 年度分の税率改定については令和 6 年 4 月 1 日から施行する。

2 補正予算関係 【別添「令和 3 年度 12 月補正予算（案）の概要」参照】

- (1) 第 67 号議案 令和 3 年度三木市一般会計補正予算（第 7 号）
- (2) 第 68 号議案 令和 3 年度三木市一般会計補正予算（第 8 号）
- (3) 第 69 号議案 令和 3 年度三木市国民健康保険特別会計補正予算（第 3 号）
- (4) 第 70 号議案 令和 3 年度三木市介護保険特別会計補正予算（第 1 号）
- (5) 第 71 号議案 令和 3 年度三木市水道事業会計補正予算（第 1 号）
- (6) 第 72 号議案 令和 3 年度三木市下水道事業会計補正予算（第 1 号）

令和3年度12月補正予算（案）の概要

新型コロナウイルスワクチンの追加接種（3回目）の実施や長期化するコロナ渦を踏まえて編成される国の補正予算を活用した、高校生までの子どもがいる世帯への給付金の支給など、緊急を要する経費について補正予算を編成しました。

1 予算の規模

（単位：千円）

会計名（補正号数）		補正前の額	補正額	計
一	一般会計（第7号）	34,458,786	697,130	35,155,916
一	一般会計（第8号）	35,155,916	286,266	35,442,182
特別会計	国民健康保険会計（第3号）	9,648,274	4,300	9,652,574
	介護保険会計（第1号）	7,046,000	135,997	7,181,997
企業会計	水道事業会計（第1号）	2,331,102	3,123	2,334,225
	収益的支出	1,799,274	3,123	1,802,397
	資本的支出	531,828	0	531,828
	下水道事業会計（第1号）	5,125,490	△10,191	5,115,299
	収益的支出	2,503,892	△10,954	2,492,938
	資本的支出	2,621,598	763	2,622,361

2 補正予算（案）の主な内容

【一般会計（第7号）】

(1) 未来応援給付金の支給【国庫補助】 **530,000千円**

[健康福祉部 子育て支援課]

新型コロナウイルス感染症の影響が長期化する中、その影響を受けている子育て世帯を支援するため、高校生までの子どもがいる世帯に対し、児童1人あたり5万円を支給します。（所得制限あり）

(2) 新型コロナウイルスワクチン追加接種（3回目）の実施【国庫補助】

167,130千円【債務負担行為70,000千円】

[健康福祉部 ワクチン接種対策室]

国の新型コロナウイルスワクチン接種の追加接種（3回目）実施の方針を受けて、新型コロナウイルスワクチンの接種を希望するすべての市民が円滑に追加接種を受けることができるよう、コールセンターや大規模接種会場の設置など接種体制を整備します。

(単位：千円)

区 分	主な内容	補正額	債務負担行為 限度額(※)
接種クーポン券	クーポン券の印刷、郵送	9,700	3,000
集団接種	予約コールセンターの設置	20,180	16,400
	接種委託料	26,500	0
	大規模接種会場の設置・運営 など	62,430	49,650
個別接種	ワクチン配送 接種委託料 など	48,320	950
合 計		167,130	70,000

※ 予約コールセンターや大規模接種会場の運営など、令和4年4月以降も継続した運営が必要な業務において債務負担行為を設定。

【一般会計（第8号）】

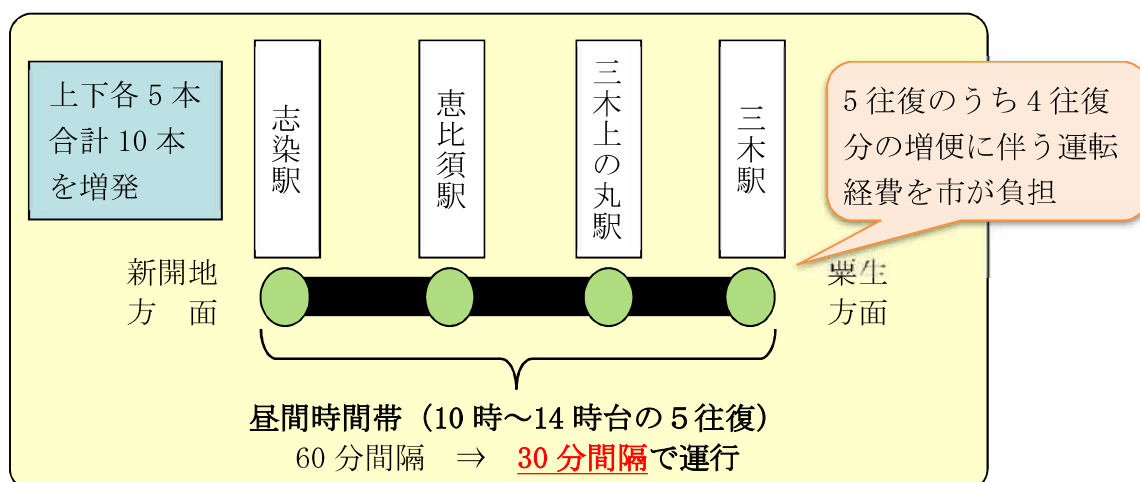
（3）神戸電鉄粟生線の昼間時間帯の増便支援 【債務負担行為 40,000 千円】

[都市整備部 交通政策課]

令和2年3月14日から2年間の社会実験として実施している、神戸電鉄粟生線志染駅から三木駅までの昼間時間帯（10時～14時）の増便運行を令和6年3月までの2年間延長します。

なお、これまでの社会実験では、緊急事態宣言による外出自粛要請などコロナ禍の影響を強く受け、粟生線全体で乗降者数が大幅に減少しているなか、増便の対象区間では他の区間と比べて明らかに減少幅が低くなっており、増便による一定の効果が確認できていますが、コロナ禍収束後の効果をさらに見極めるために延長を行うものです。

事 項	期 間	限度額
神戸電鉄粟生線増便運行事業	令和4年度から 令和5年度まで	40,000 千円以内



(4) 障害福祉サービス給付費の増額【国庫・県補助】 **183,000 千円**

[健康福祉部 障害福祉課]

グループホームや就労継続支援施設、計画相談支援事業所などが新たに開設され、サービスの利用者及び利用回数が増加し、サービス費等が不足する見込みとなったため不足額を補正します。

(単位：千円)

区 分	当初予算額	補正額	補正後予算額
障害福祉サービス費	1,368,000	137,600	1,505,600
障害児通所給付費	190,000	45,400	235,400
合 計	1,558,000	183,000	1,741,000

(5) 法改正等に伴うシステムの改修【国庫補助】 **7,500 千円**

[健康福祉部 子育て支援課、健康増進課]

令和4年10月支給分からの児童手当の特例給付における所得制限導入のための「児童手当法」の改正や「健康増進事業実施者に対する健康診査の実施等に関する指針」の一部改正による健診結果の標準様式化及びマイナポータルを活用した健診結果の閲覧に対応するために必要なシステムの改修を行います。

(単位：千円)

項 目	補正額	所管課名
児童手当システムの改修	4,200	健康福祉部 子育て支援課
健診管理システムの改修	3,300	健康福祉部 健康増進課
合 計	7,500	

(6) 介護施設における感染拡大防止対策を支援【県補助】 **10,570 千円**

[健康福祉部 介護保険課]

特別養護老人ホーム等の施設内で新型コロナウイルス感染者等が発生した場合にウイルスが居室外に漏れないようにするための簡易陰圧装置の設置を県の補助金を活用して支援します。

助 成 額： 上限4,320千円/1台

支援予定： 3施設(6台)

(7) ホースランドパーク等の危険木を伐採 **9,600 千円**

[産業振興部 観光振興課、教育総務部 生涯学習課]

ホースランドパークエオの森研修センター及びあじさいフローラみき園内でナラ枯れが発生しており、倒木や落枝による被害が懸念されることから、利用者の安全を確保するため危険木を伐採処理します。

(単位：千円)

施設名	補正額	所管課名
エオの森 研修センター キャンプ場	5,000	教育総務部 生涯学習課
あじさいフローラみき園内	4,600	産業振興部 観光振興課
合 計	9,600	

(8) 特別支援学級開設の準備 **2,040 千円**

[教育総務部 教育施設課]

令和4年度から新たに特別支援学級の開設が予定されている小・中学校において、開設に必要な備品等を整備します。

(9) よかわ認定こども園の遊具等の改修 **2,550 千円**

[教育総務部 教育施設課]

令和4年4月からの民間運営が決定している「よかわ認定こども園」において、老朽化している空調の更新や安全性評価で危険と判定された遊具の改修等を実施し、スムーズな民営化への移行をめざします。

(10) 前年度までに受け入れた国・県交付金等の精算 **56,238 千円**

前年度までに受け入れた国や県の交付金等の額の確定を受けて、交付金等の返還及び追加交付を受けます。

(単位：千円)

項 目	補正額	所管課名
【返還】 子ども・子育て支援交付金 ほか	56,238	健康福祉部 子育て支援課 " 健康増進課 教育振興部 教育・保育課
【追加】 子どものための教育・保育給付費市町村分国庫交付金 ほか	【収入】 45,792	教育振興部 教育・保育課

(11) 事業の中止や延期による予算の減額 **△31,942 千円**

既に中止や来年度への延期が決定している事業の予算を減額します。

事業名	補正額	所管課名
障害者スポーツ大会（中止）	△495	健康福祉部 障害福祉課
金物まつり、金物フェア（中止）	△24,700	産業振興部 商工振興課
農業祭（中止）	△1,460	産業振興部 農業振興課
第 28 回みつきいふれあいマラソン(延期)、パラリンピック事前合宿(中止)等	△5,287	教育総務部 文化・スポーツ課

(12) 職員人件費等の補正 **51,376 千円**

[総務部 総務課、教育総務部 教育総務課]

職員の人事異動による給料、手当等の補正及びコロナ対応等で時間外勤務が増加していることから超過勤務手当を増額します。

(特別職、一般職、会計年度任用職員)

(13) その他の補正 **△4,666 千円**

内 容	補正額	所管課名
介護保険特別会計の補正に伴う同特別会計への繰出金の減	△3,025	総務部 財政課
議会議員報酬、手当等の減額	△5,120	議会事務局
法界寺山ノ上付城跡用地面積確定に伴う購入費の増額	632	教育総務部 文化・スポーツ課
伽耶院の危険木の伐採支援による文化財保護事業補助金の増額	197	教育総務部 文化・スポーツ課
中学校の電気代等の不足による増額	2,650	教育総務部 教育総務課

(14) 税・交付金等の補正【歳入】

[総務部 総務課、総務部 財政課]

新型コロナウイルス感染症で影響を受けた事業者に対する特例による固定資産税及び都市計画税の軽減額が確定したため、当該減収に対して交付される特別交付金と併せて補正します。

また、普通交付税及び臨時財政対策債については、決定額に合わせて増額します。

(特例による軽減額) 当初 760,000 千円⇒実績 345,000 千円 (△415,000 千円)

(単位：千円)

名 称	当初 予算額	補正 予算額	補正後 予算額
固定資産税(現年課税分)	4,397,000	392,000 23,000	4,789,000
都市計画税(現年課税分)	538,000		561,000
新型コロナウイルス感染症対策 地方税減収補填特別交付金	760,000	△415,000	345,000
普通交付税	4,658,000	81,435	4,739,435
臨時財政対策債	1,358,000	124,500	1,482,500

【国民健康保険特別会計】

(15) 傷病手当金及び還付金の増額 **4,300千円**

[健康福祉部 医療保険課]

新型コロナウイルスに感染した方等への傷病手当金が不足するため増額します。

また、オンライン資格確認の導入により、社会保険との重複が疑われる方の抽出が可能となり勧奨を行ったところ、保険税の還付が増加したため増額します。

【介護保険特別会計】

(16) 前年度繰越金の積立及び国・県交付金の返還等 **135,997千円**

[健康福祉部 介護保険課]

前年度繰越金を基金に積み立てるほか、前年度に概算交付を受けた国・県の交付金の確定による返還金、人事異動等による人件費の補正を行います。

【水道事業会計】

(17) 人事異動等による人件費の補正 **3,123千円**

[上下水道部 水道業務課]

人事異動等による人件費の補正を行います。

【下水道事業会計】

(18) 人事異動に伴う人件費の補正及び不用額の減額等 **△10,191千円**

[上下水道部 下水道課]

人事異動等による人件費の補正及び借入金利息等の費用見込額の確定に伴う不用額の減額補正を行います。

タイトル

**令和3年度12月補正予算（案）
子育て世帯への未来応援給付金を増額**

内 容

高校生までの子どもがいる子育て世帯を支援するための10万円の「未来応援給付金」について、当初、国の方針に基づき、児童1人一律5万円を先行して支給する予定としていました。

しかしながら、このたび国の方針を改め、10万円を現金で一括して支給することを選択可能としたことから、子育て世帯への迅速な支援を目的として、年内に10万円を現金一括で支給するために必要な5万円増額分の予算を追加提案します。

1 予算の規模

(単位：千円)

会 計 名 (補正号数)	補正前の額	補正額	計
一 般 会 計 (第9号)	35,442,182	1,459,450	36,901,632

2 補正予算（案）の内容

(1) 住民税非課税世帯等に対する臨時特別給付事業 934,000千円

(2) 子育て世帯未来応援給付事業 【追加】525,450千円 (※)

※内容は別紙のとおり

セールスポイント

子育て世帯への「未来応援給付金」10万円を年内に現金で一括して支給するため、必要な予算を追加提案します。

第73号議案 一般会計補正予算（第9号）

住民税非課税世帯等に対する臨時特別給付事業について

1 事業の趣旨

新型コロナウイルス感染症の影響が長期化する中、様々な困難に直面した方々の生活・暮らしを速やかに支援するため、住民税非課税世帯等に対して、1世帯あたり10万円の現金を「プッシュ型」で給付する。

2 事業の概要

(1) 対象者

①令和3年度分の住民税均等割が非課税の世帯	基準日（12/10）において、世帯全員が、令和3年度分の住民税均等割が非課税である世帯 ※課税者の被扶養者のみの世帯は除く
②令和3年1月以降の家計急変世帯	新型コロナの影響により令和3年1月以降家計が急変し、令和3年度分は課税の世帯員全員が、非課税相当水準以下に下がった世帯

(2) 給付額 1世帯あたり10万円

(3) 給付自治体 ①住民税非課税世帯

基準日12/10に住民登録のある市町村

②家計急変世帯

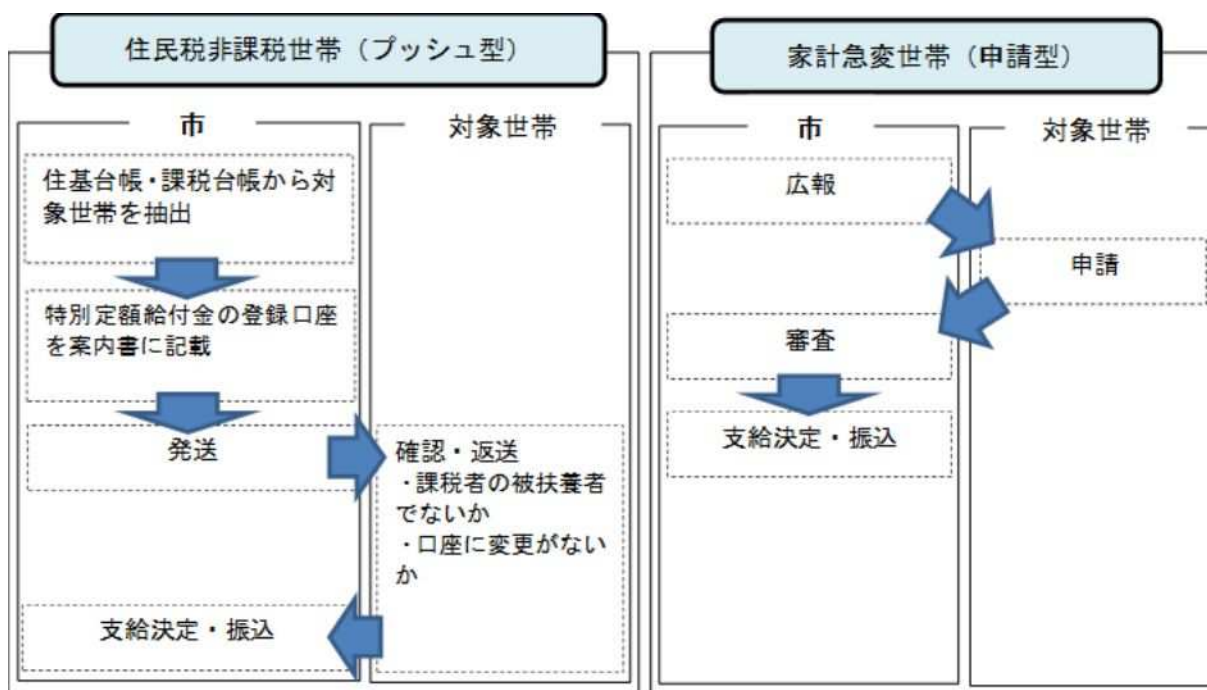
申請時に住民登録のある市町村

※DV等避難者のうち居住地に住民登録がない場合は居住地市町村で給付

(4) 給付時期 準備が整い次第出来るだけ速やかに

（市の実施スケジュール(案)は後記参照）

(5) 事業スキーム (イメージ)



3 補正予算の内容

(1) 歳出予算額 934,000千円

項目	金額(千円)	主な内容
給付金	900,000	10万円×9,000世帯
事務費	34,000	—
報酬、職員手当等	5,265	人件費
需用費	2,688	封筒、消耗品
役務費	4,093	郵送料、振込手数料
委託料	21,889	人材派遣、システム改修
使用料及び賃借料	65	コピー機使用料
合計	934,000	—

(2) 歳入予算額 934,000千円

(国庫) 臨時特別給付金交付補助金 (仮称)

4 実施スケジュール (案)

区 分	時 期	備 考
補正予算議案上程	12月23日	—
住民税非課税世帯への個別案内	12月下旬～ 発送 1月下旬支給	個別案内、広報みき(1月号)、市HP、FMみっきい等による周知
家計急変世帯等 ^(※) の申請受付～支給	1月上旬～ 申請受付開始 順次支給	広報みき(1月号)、市HP、FMみっきい等による周知

※ 未申告世帯も申請型による給付を想定

第 73 号議案 一般会計補正予算（第 9 号）
子育て世帯未来応援給付事業について

1 事業の概要

新型コロナウイルス感染症の影響が長期化する中、その影響を受けている子育て世帯を支援する 10 万円相当の給付金のうち、当初は、高校生までの子どもがいる世帯に対し、児童 1 人一律 5 万円を先行支給する予定であった。

しかしながら、子育て用品に使えるクーポン 5 万円分について、国が方針を改め、先行支給の 5 万円と合わせた 10 万円の現金一括支給を選択可能としたため、10 万円を現金一括で支給し、対象世帯に迅速な支援を行う。

2 支給対象者

- (1) 令和 3 年 9 月分の児童手当（本則給付）の支給対象となる児童の保護者
 - (2) 令和 3 年 9 月生まれで、令和 3 年 10 月分の児童手当（本則給付）の支給対象となる児童の保護者
 - (3) 令和 3 年 9 月 30 日時点で高校生の児童の保護者
- ※ ただし、保護者の所得が児童手当（本則給付）の所得制限の限度額未満に限る
- (4) 10 月以降令和 4 年 3 月 31 日までに生まれ、児童手当（本則給付）の支給対象となる児童の保護者

3 給付額

対象児童 1 人につき 10 万円
（補正予算第 7 号による 5 万円を含む。）

4 給付金の申請及び受給の方法

- (1) 児童手当受給者へ給付金の案内を郵送する。（12 月 9 日発送済み→「10 万円一括給付のお知らせ」を 12 月 23 日に追加発送）
- (2) 児童手当受給者は申請不要（ただし、保護者が公務員の場合や児童が高校生の場合は申請が必要）

- (3) 支給決定通知を郵送する。
- (4) 児童手当受給者は受給口座へ振込、申請が必要な方は申し出のあった口座へ振込

5 補正予算額

- (1) 歳出 525,450千円

予算内訳		(単位：千円)		
項目	補正前	補正額	補正後	
【事業費】	10,500人×5万円	525,000	525,000	1,050,000
	消耗品費	100	50	150
	印刷製本費	200	—	200
【事務費】	郵便料金	1,000	400	1,400
	振込手数料	700	—	700
	システム開発委託料	3,000	—	3,000
事務費（小計）		5,000	450	5,450
合計		530,000	525,450	1,055,450

- (2) 歳入（国庫補助金を全額充当） 525,450千円
子育て世帯への臨時特別給付金（事業費・事務費）補助金

6 支給スケジュール

- (1) 支給対象者2(1)(2)については、令和3年12月末までに児童手当の受給口座へ振込
- (2) 支給対象者2(3)(4)については、申請受付から概ね2週間に1回のペースで支給する。